

## 市民意見募集（パブリックコメント）結果

「和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例の一部改正（骨子）案」に対するご意見を募集した結果、8件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

### ■募集案件の概要

募集案件	「和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例の一部改正（骨子）案」
受付期間	平成27年11月30日～平成27年12月29日
ご意見の件数	7名、8件

### ■ご意見の概要と市の考え方について

No	ご意見の概要	市の考え方
1	路上喫煙を禁止する場合、喫煙者がストレスを感じない程度の喫煙所の設置を希望します。よろしくお願い致します。	今回の改正は、ポイ捨ての防止を強化するために実施するものであります。喫煙者には、マナーやルールを守っていただくことを前提に、できるだけストレスがかからないような形で実施していきたいと考えています。
2	新聞報道にあったポイ捨て条例ですが禁煙部分がおかしい！路上禁煙のはずなのに携帯灰皿があったら条例違反ではない。喫煙者のストレスを考慮してとか、受動喫煙被害者の苦しみよりニコチン中毒者の欲望が優先される！田舎道でもない普通の人民が通行する市内の歩道で禁煙もできないとは。通学中の高校生も他の吸わない人も苦しんでいることを忘れずに！	今回の改正は、ポイ捨ての防止を強化することを目的に実施するものであります。路上（屋外）での受動喫煙の被害については、実証することが困難なため、屋外で規制することは難しい部分があります。しかしながら、喫煙者も非喫煙者も同じ社会で共存していくためには、お互いが譲り合い、ルールを守っていくことが重要と考えます。頂きましたご意見については、十分参考にしていきたいと考えています。
3	空き缶又は吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置及び路上喫煙の各行為の禁止については、重点区域に限らず、市内全域で禁止及び罰金刑にすべきだと考えます。 発見されても注意のみで罰則が無いル	本条例の制定された当初は、一部地域において、ポイ捨て行為について、罰則（罰金刑）を規定していましたが、その後、ゴミ量の減少や違反者の検挙実績がなかったことなどから、罰則規定を削除しました。その後、現在に至るまでゴミ量は依然とし

	<p>ールは有名無実化します。必ず罰則規定は盛り込み、実際に検挙する事が必要だと考えます。しかし、警察官が常に市内全域のポイ捨てを見回るのは現実的に不可能なので、市民同士の通報により、警察官が検挙できる制度作りが必要だと思われます。具体的には、スマートフォンの通報専用アプリを開発し、改竄できない画像・動画情報を警察に送信する事により、証拠能力十分な情報を警察が集め、その静止画・動画の情報と、添付メッセージや通報者への聞き取りで個人および当人の犯罪行為を特定・確認できる場合、後日警察から本人確認の後に検挙できるようにすべきだと考えます。罰金刑以下の軽犯罪については、全て上記の方法による検挙を可能とする事で、ゴミのポイ捨てやゴミ出しルールを守らない、犬の糞を処分しない等、軽度の迷惑行為は全て撲滅できると思います。また、スマートフォンに限らず、ネットワーク接続型の監視カメラについても、改竄防止機能と共に、警察への通報機能を持たせる、又は、警察から自由にアクセスできるようになるような規格を策定し、それに準拠した機器を販売すれば、民の資力で警察の監視の目を拡大する事ができると思いますので、そういった IT を利用した監視・通報・検挙のシステムを構築していただきたいと思っています。</p>	<p>て減少していきているところではございますが、近年観光客が増加していることなどから、観光地としてより一層発展していくために、まちの美化推進及び美観の向上を目指していくものであります。</p> <p>罰則のないルールは有名無実化することのご意見ですが、過去に罰則規定を削除した経緯や、ゴミ量が減少してきている中で、個人のモラルに関する事項について、縛り過ぎることは相応しくないとの考えから、今回は違反行為に対して、命令までの行政処分に留めているところです。</p> <p>また、スマートフォンを活用したご意見等についても、システム開発等様々なハードルがあるため実施することは困難であると考えています。</p>
3-1	<p>犬の散歩等については、たとえ糞を持ち帰ったとしても、尿は持ち帰れないので、公園内へ動物を入れる事を完全に禁止すべきだと考えます。実際、近</p>	<p>現在、市内の公園では一部において、ペットの立ち入りを禁止し、看板標示にて周知しているところがあります。いただきましたご意見については、今後の施策を実施して</p>

	<p>所に児童公園があり、砂場がありますが、犬の飼い主が砂場にまで飼い犬を連れ込んでいます。砂場で尿をされると、尿まみれの砂で子供が遊ぶ事になるので、非常に不衛生で、安心して子供を遊ばせる事ができません。飼い犬の公園への連れ込みを完全に禁止し、猫の放し飼いも禁止にする事を強く要望します。これが難しいのであれば、公園に動物が入って糞尿する事を防止する別の施策を、各公園に施していただきたいです。</p>	<p>いく上で、十分参考にしてまいりたいと考えています。</p>
4	<p>大賛成です。特に多くなった外国人に有効だと思います。</p>	<p>規制を強化していく訳ですから、当然外国人にも分かるような標記をしていかなければならないと考えています。</p>
5	<p>ポイ捨てや美観という観点において、ポケット灰皿等を利用している者からすると喫煙行為自体を禁止するのは少し違うような気がします。</p> <p>また、設置を許可した灰皿はエリア内でどの程度（何カ所・何メートル間隔）想定していますか？</p> <p>喫煙場所を設置した場合、けやき大通りでも歩道は幅員6～7メートル程度とあまり広くないため、喫煙者が屯し、煙や臭いが横を通る通行者に流れるなどの悪影響も考えられます。</p> <p>これらを防ぐための視的、臭気的な部分へも配慮した喫煙場所の設置をご検討頂きたい。</p>	<p>今回の改正は、ポイ捨ての防止を強化するために実施するものであります。その一環として、喫煙行為も一部区域において、“原則禁止”するものですが、喫煙者も非喫煙者も同じ社会で共存していくためには、お互いが譲り合い、ルールを守っていくことが重要と考えます。頂きましたご意見については、十分参考にしていきたいと考えています。</p>
6	<p>路上喫煙が禁止される重点区域につきましては、美化推進及び美観の保護の実効性をより高めるためにも、「条例を守ることができる環境」を創出することが最も重要であると考えます。</p> <p>喫煙者にマナー向上を訴求するとともに</p>	<p>今回の改正は、ポイ捨ての防止を強化するために実施するものであります。喫煙者には、マナーやルールを守っていただくことを前提に、できるだけストレスがかからないような形で実施していきたいと考えています。</p>

	<p>に、適切な場所に喫煙場所を設けることによりポイ捨てが減り、「美しいまち」の推進に繋がるものと考えます。また、喫煙場所に「ポイ捨て防止重点区域」やその内容を記載した灰皿を設けることで、今後増加が見込まれます国内外の来訪者にも訴求することができ、より一層実効性が上がる条例となるものと考えます。条例の制定にあたりましては、適切な配置および数の喫煙場所の確保を要望いたします。</p>	
7	<p>喫煙自体が個人の自由意志による行為であることを考慮すれば、本来、ポイ捨てや歩きタバコの問題は、タバコを吸われるお客様のマナーやモラルの問題であり、条例による規制は望むところではありません。しかし、私どももポイ捨てや人ごみでの喫煙は避けるべきと考えておりますし、周囲の方々への心配りはタバコを吸われるお客様が遵守すべきマナーと考えております。そのため、これまでより喫煙マナーの向上に向けて、街頭での清掃活動や喫煙マナー啓発活動を重点課題と位置付け継続的に実施しております。</p> <p>しかし、規制によってタバコを吸われるお客様が喫煙そのものを制限される環境になれば、タバコ離れに拍車がかかり、販売店にとって大きな不安となります。タバコ販売店は法令により認められた「製造タバコの販売」により、国および地方自治体に「タバコ税」として多大な貢献を行っております。条例の目的である美化推進と美観保護については、市の更なる発展のためと理解いたしますが、タバコ販売店の生活</p>	<p>今回の改正は、ポイ捨ての防止を強化するために実施するものであります。喫煙者には、マナーやルールを守っていただくことを前提に、できるだけストレスがかからないような形で実施していきたいと考えています。</p>

	<p>権に関わってまいりますので、その制定にあたっては格別なご配慮をお願い申し上げます。路上喫煙が禁止される重点区域につきましては、地域の実情ならびに特性を十分に考慮するとともに、たばこ販売店やたばこを吸われるお客様の立場に立った意見も十分に反映され、たばこを吸われる方、吸われない方の双方が納得できる必要最低限の範囲となることを希望いたします。</p>	
--	---	--